

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 椎葉村社会福祉協議会

令和6年度

事業計画

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

I. 〈基本理念〉

『みんなの住んでいるこの村を、みんなの幸せのために、
地域で支え合いつながっていくしくみをつくろう』

【使命】

椎葉村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のむらづくりを推進することを使命とします。

【基本理念】

様々な課題を解決するためには、「みんなで考え、みんなで支えあい、みんなで解決する」地域のしくみをつくるのが大切です。

各種団体やボランティア、福祉・保健等の関係者、行政機関と連携し、住民が自主的に主役（我が事）として、つながりをもって互いに支え合う地域社会を実現するという願いをこめています。

II. 〈 重点目標 〉

1. 「地域支えあい体制づくり」の推進

「自助・互助・共助・公助」の適切な役割分担を基本に、住民一人ひとりが住み慣れた地域で共に支え合えるよう、お互いを思いやる福祉の心を育てるとともに、地域住民やボランティア各種団体、関係機関と地域福祉を担うすべての人々と連携して地域福祉活動を推進します。

2. 総合相談支援体制の充実

子どもから高齢者までの地域で過ごされているすべての方が、生活をおくるうえで生じるさまざまな心配ごと・困りごとの相談に応じます。

また、あらゆる相談を受け止め、関係機関と連携して相談・援助をすすめていきます。

3. 在宅福祉サービスの充実

住民の自立した在宅生活を支えるため、質の高い在宅福祉サービスの提供を推進します。また、関係機関との連携・サービス調整を図りながら、総合的なケア体制の充実を図ります。

4. 社会福祉協議会運営体制の強化

活動・事業内容の周知を積極的に展開し、徹底した経費削減、事務事業の見直しを行います。また、コンプライアンスを最優先課題として認識し、住民の信頼に応えられる組織となるべく、職員の資質向上を行い組織運営体制の強化に努めます。

III. 〈 主要事業 〉

1. 地域福祉総合事業

住民の誰もが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現に向けて、すべての人々と協働して地域福祉を推進します。

① 地域支えあい体制づくり

- ・ 地域で安心して暮らしていくために、住民の課題やニーズに目を向け対応するため、研修会や出前講座等の企画運営に努め、地域福祉の推進を支援します。
- ・ ボランティア活動推進のため、交流会・研修会の企画運営に努めます。
- ・ 福祉教育は、教育分野と社会福祉分野が重なり合い、子どもたちの学びの支援から地域住民に対する生涯学習の視点まで、幅広くとらえられることから、以下の取組を総合的に支援、推進します。
 - 1) 村内の全小中学校を福祉推進校として指定し、保護者や教職員、地域と連携した子どもたちの福祉の学びを支援します。
 - 2) 住民主体の「地域福祉」の取り組みを、座談会や研修会、イベント等で啓発していきます。

② ふれあいいきいきサロン事業

身近な地域で、地域住民と協力者が協働で交流の場を企画・運営することで、孤独感の解消、地域の見守り並びに閉じこもりや介護予防を図り、地域における福祉コミュニティづくりを推進します。

③ 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行います。

④ 認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター等養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支えるサポーターを養成します。

⑤ 日常生活自立支援事業

- ・ 福祉サービスの利用手続きや日常的なお金の出し入れ、預金通帳等の大切な書類の保管に不安を抱えている高齢者や障がいのある方等に安心して暮らしてもらえるよう、きめ細かい支援を行います。
- ・ 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行等も配慮しながら、「つなぐ機関」として支援に努めます。

⑥ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

1) 地域資源の開発

高齢者のニーズや、不足している介護予防、生活支援サービス等の把握を行い、高齢者が担い手として地域を支えるという意識の醸成に向けて研修会等を開催します。

2) ネットワークの構築

住民の話し合いの場に参加し、制度・分野を越えてつながり連携を構築していきます。

3) ニーズと取組のマッチング

地域の支援ニーズと活動のマッチングを行います。

2. 福祉サービス事業

高齢者の介護予防や自立した生活を確保する為に、必要な生活支援を行なうとともに、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。また、協力員の確保と質の向上・利用者の状況把握に努めます。

① 移送サービス事業

一般の交通手段の利用が困難な在宅の高齢者及び重度身体障がい者（児）の方に対し福祉車両での通院、在宅福祉サービス利用の移送を行い、在宅での生活を支援します。

② シーツ貸与事業

寝たきり高齢者及び重度身体障がい者（児）等の衛生管理と介護者の負担軽減を図る為、シーツを貸与します。

③ 寝具サービス事業

寝たきり高齢者及び重度身体障がい者（児）等の衛生管理と介護者の負担軽減を図るため、寝具等の洗濯・乾燥消毒を実施します。

④ 配食サービス事業

高齢者のみの世帯、高齢者一人暮らしの世帯及び身体に障がいのある方で食事の準備が困難な方又は栄養状態の低下が見られる方に対し夕食を提供し、併せて安否確認を行います。

⑤ 軽度生活支援事業

高齢者のみ世帯等で日常生活の援助が必要な方に、協力者を派遣して日常生活の支援を行います。

⑥ 生活管理指導事業

基本的な生活習慣が欠如しているなど、社会適応が困難な高齢者等に支援を行い要介護状態への進行を予防します。

⑦ 人口透析患者送迎サービス事業 ※(新規)

腎機能障害により人工透析療法を受けている方に対して、通院のための送迎サービスを行うことにより、身体的及び経済的負担軽減を図ります。

⑧ 子育て世帯訪問支援事業 ※(新規)

妊婦、出生後間もない乳児のいる家庭にヘルパーを派遣し、妊婦や養育者が担うべき家事及び育児の支援を行います。

3. 介護保険事業

団塊の世代が75歳以上となる2025年にむけて、医療・介護の需要の増大が想定される為、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向け、他職種と連携を図り質の高い介護サービスの提供、及び介護サービスの適正化に努めて参ります。また、専門職員の安定的な確保、質の向上を図ります。

① 居宅介護支援事業

要介護者及び要支援者の自立支援を図り、在宅においてその人らしい生活が送れるよう、介護相談を実施し、利用者その家族と協働で居宅サービス計画を作成します。

- ・ 居宅介護サービス計画に基づきサービス等が適正に提供されるよう定期的にカンファレンスを開催し、サービス事業所やその他の関係機関との連絡調整の便宜を図ります。
- ・ 利用者が施設入所を必要とする場合には、情報提供や紹介その他の便宜を図ります。
- ・ 自治体の委託を受け、要介護・要支援認定調査を行います。

② 訪問介護事業

高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援と、重度化防止を目的としたサービスの提供を目指し、在宅で安心して暮らしていけるように、多職種との連携をとりながら質の高いサービスの提供に努めます。

- ・ サービス提供責任者は、ケアプランに基づいた介護サービス計画を作成し、ヘルパーと共に同じ援助目標を基に支援します。その後定期的な訪問とモニタリングにより支援が円滑に行えるように努めます。
- ・ サービス提供責任者及びヘルパーは、計画的に研修に参加することによりスキルアップを図ります。

4. 障がい者総合支援事業

障がいがある方や難病患者等が、健やかに笑顔で毎日を送れるように、日々の暮らしの中で抱えているニーズにきめ細やかに対応し、必要に応じて適切な支援に結びつけていくため、支援の充実を図り、体制強化に努めます。

① 障がい者相談支援事業 ※(休止)

~~・基本相談支援事業~~

~~障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、窓口を訪れることが難しい方には家庭訪問等により、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のための必要な支援を行います。また、地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。~~

~~・特定相談支援事業~~

~~サービス等利用計画についての相談及び作成など支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かい支援を図ります。~~

~~・一般相談支援事業~~

~~ノーマライゼーションの理念に基づき、長期入所や長期入院されていた障がいがある方の地域への移行を支援する「地域移行支援」、一人暮らしが不安定な方や、親亡き後の障がいがある方の地域生活でのニーズに適切に寄り添う「地域定着支援」を行い、より充実した相談支援体制を強化するための「地域移行支援」「地域定着支援」の提供を図ります。~~

~~・療育等支援事業サポート~~

~~宮崎県療育等支援事業（1回/月）の継続支援として、療育専門家の指導を受けながら、療育支援が必要な幼児の村内でのつなぎ支援として、療育事業のサポートを行います。~~

② 障がい者居宅介護事業

利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう当該利用者の身体その他の状況及びその場に置かれている環境に応じて、安心して地域で暮らしていくためにも、多職種との連携をとりながら質の高いサービスの提供に努めます。

- ・サービス提供者は、ケアプランに基づいた支援計画を作成し定期的な訪問とモニタリングを行い、支援が円滑に行えるように努めます。
- ・サービス提供責任者及びヘルパーは、計画的に研修に参加することによりスキルアップを図ります。

③ 日中一時支援事業

障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施

し、障がい者の家族の就労支援及び一時的な休息を得てもらうことを目的として、サービス提供に努めます。

5. 助祭事業

- ・ 霊柩車、祭壇の貸付事業を低額で実施することにより、葬儀にかかる村民の負担軽減を図ります。
- ・ サービスを利用するご遺族の思いや要望を真摯に受け止め、誠意をもって事業を実施するため、葬具等の整備に努めます。
- ・ 火葬場利用の負担軽減のため火葬補助金制度の普及促進に努めます。

6. 総合相談事業

社協の窓口寄せられる相談に対して個別に対応することだけではなく、制度、サービスの有無にかかわらず生活にかかわるあらゆる相談を包括的に受け止め、適切な関係機関へのつなぎはもちろんのこと、解決に必要な社会資源をつくる仕組みや地域で予防解決できる地域づくりを推進します。

① 相談事業

- ・ 心配ごと相談：毎月1回開催し、相談しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 弁護士無料相談：年2回開催し、日常生活上での法律に関する相談に対応します。
- ・ 司法書士無料相談：年2回開催し、相続登記を中心とした相談に対応します。
- ・ 総合相談：心配ごと相談日以外に、相談事がある方に対して社協の専門職が対応し、適切な関係機関に繋がります。また声を上げられない方に対して訪問による（アウトリーチ）相談活動を行います。

② 生活福祉資金・たすけあい資金貸付事業

- ・ 低所得者・障がい者・高齢者が経済的に自立するために、生活意欲の助長と在宅福祉の促進を目的として、一時的な生活困窮者への貸付事業を推進します。
- ・ 各種貸付制度の内容について広報等周知に努め、又相談時はわかりやすく説明し、相談者の生活自立を支援します。

③ 利用者支援事業 **※(中止)**

- ~~・ 一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与する為、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。~~

④ 生活困窮者自立相談支援事業 **※(中止)**

- ~~生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者~~

~~の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連携調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。~~

~~生活困窮者等に対し関係機関と連携し「みやざき安心セーフティネット事業」を適切に実施します。~~

⑤ 法人後見事業

認知症などの精神上の障がいにより、判断能力が「不十分（補助）」、「著しく不十分（保佐）」、「常に欠いている（後見）」人に対して、家庭裁判所に申立を行い、成年後見人等を選任して、本人の意思を尊重しながら法的に支援します。親族や専門職による後見人が得られにくい人に対して、本会が成年後見人等を選任され、就任した後に本人の意思を尊重しながら法的に支援します。

⑥ ファミリーサポートセンター事業 **※(中止)**

~~子どもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が会員となり、地域で相互援助活動（有償）を行います。~~

~~会員同士の相互援助活動のマッチングや連絡、調整、提供会員に対する講習会や会員同士の交流会などを実施し、児童の福祉向上を図ります。~~

7. 法人運営事業

① 理事会・評議員会・監事会の開催

公共性、公益性、社会的責任を持つ社会福祉法人として、法令順守、適切な財産管理、事業実施、組織管理体制の確立のため、理事会、評議員会を適時開催し、健全な組織運営に努めます。

② 事務局組織の強化・機能の充実

- ・ 職員の資質向上を図るため、事務局会議、各種研修を体系的に強化し、専門性の向上に努めます。
- ・ 業務の効率化、マニュアル化を図り共有化を進め、事務改善を図ります。
- ・ 福祉ニーズの多様化や介護保険等の見直しに併せたサービス提供体制を整備し、在宅福祉充実のために職員の適性配置と業務の明確化に努めます。

③ 財源の安定と基盤強化

- ・ 財源の安定確保のため、広報や福祉座談会など効果的な啓発活動を通して周知に努め、会費の確保に努めます。
- ・ 自主財源の拡大を図るために、収益事業（訪問介護事業等）の効率化、国県の補助事業の検討を行い財源の確保に努めます。
- ・ 事務事業全般にわたり、更に徹底した経費節減に努めます。
- ・ 基盤強化を図るため、村、県社協との連携を密にし、社協運営に必要な予算

配分のルール化に努め、各種制度事業、補助事業の積極的活用を図ります。

④ 人材育成

福祉専門性の向上と、地域福祉を推進するために人材の育成を図ります。

- ・ 役職員研修
- ・ 第三者委員研修
- ・ サービス提供責任者、ヘルパー研修
- ・ ボランティア研修

⑤ 広報・啓発活動

- ・ 社協の活動全般について、ホームページへの掲載や社協だよりの発行、福祉座談会や地域懇談会を通じ、事業活動の説明を行いながら広報・啓発活動に努めます。
- ・ 「社協だよりの」は、リアルタイムの情報の提供やサロン開催計画等、福祉活動への参加推進を図り、定期又は四半期ごとでの発刊に努めます。

⑥ 広域連携の推進

- ・ 県内外において大規模災害が発生の際、被災地の社会福祉協議会が十分な災害救援活動が実施できない場合、県社協、日向東臼杵ブロック社協災害時相互応援協定に基づき応援を行います。
- ・ 地域での救急法講習会等を実施し、緊急時に対応できる人材の育成を行います。
- ・ 必要な災害救援物資の確保に努め、緊急時に速やかな対応を行います。
- ・ 防災ボランティアの基盤整備に努めます。
- ・ 県社協、ブロック社協と連携し、広域連携事業を推進します。

8. 共同募金事業

- ・ 共同募金への一層の理解と参加を促進するために、住民等に効果的な広報活動を推進します。
- ・ 福祉団体、ボランティア団体の活動、育成支援を行い地域福祉の充実を図ります。
- ・ 在宅、施設の要介護高齢者や障がい者へ激励訪問を実施します。

9. 各種団体の支援と連携

団体との連携を深め活動支援を行い、組織の充実と活性化に努めます。

○ 老人クラブ連合会

- ・ 単位老人クラブの研修、連絡等の調整を行い、単位老人クラブの発展と高

齢者の福祉向上を支援します。

- ゲートボール協会
 - ・ ゲートボールを通じて、仲間づくりや健康づくりを推進するゲートボール協会の健全な事業運営を支援します。

- ボランティア連絡協議会
 - ・ 村内のボランティアグループと協働し、社会福祉の向上を目指すボランティア連絡協議会の自主的な運営を支援します。

- 赤十字奉仕団
 - ・ すべての人々の幸せを願い、明るい住み良い社会を築き上げていくための活動を行う奉仕団の支援を行います。

- 遺族会
 - ・ 戦没者追悼式への協力など、戦没者として先祖を敬い感謝し、平和な時代の継続を願う、遺族会の活動や組織運営を支援します。

- 椎葉村民生委員児童委員協議会
 - ・ 住民に一番身近な相談者である民生委員児童委員の定例会に参加し、情報共有を図るとともに各種相談事業や地域活動において連携を密にし、地域福祉活動を支援します。

- シルバー人材センター
 - ・ 高齢者の就業機会の拡大を図り、地域社会づくりに貢献することを目的とした、シルバー人材センターの健全な事業運営を支援します。
 - ・ 組織強化を図り、会員の確保に務め、依頼者のニーズに即したサービスの提供を支援します。

- その他各種団体との連携
 - ・ 身体障がい者福祉会、母子寡婦福祉協議会、手をつなぐ育成会の活動を支援します。